

## 第5回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年5月2日(金)  
開会 15時00分  
閉会 15時35分
2. 場 所 伊万里市役所 第3会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	欠	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 6番 岩永 純一

13番 田中 平市

## 5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	仲尾 鴻佑

## 6. その他出席者

なし

## 7. 付議事項

議案第21号	農地法第5条の申請について
議案第22号	農地法第4条および第5条の申請について
議案第23号	農地法第4条の申請について
議案第24号	農地法第3条の申請について
議案第25号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について

## 8. 報告事項

報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第20号	農地等の形質変更届出について
報告第21号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

## 9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2番 山口委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 岩永 純一委員、13番 田中 平市委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。 議案第21号 農地法第5条の申請について 2件 議案第22号 農地法第4条および第5条の申請について 1件 議案第23号 農地法第4条の申請について 3件 議案第24号 農地法第3条の申請について 6件 議案第25号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について 31件</p> <p>また、報告事項は、3つです。 報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件 報告第20号 農地等の形質変更届出について 1件 報告第21号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 7件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第21号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号 13番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、14番になります。 図面は6ページから11ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第21号 については以上2件です。</p>

議長	それでは13番、14番について担当委員より説明をお願いします。
担当委員	13番について御説明します。 一般住宅として申請されています。 雨水については、申請地西側の排水溝を經由し、市道側溝へ放流する計画です。 また、生活排水については、公共下水柵を經由し、公共下水へ接続する計画になります。 区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、問題ないものと思っております。 13番の説明については以上になります。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、14番について説明をお願いします。
担当委員	14番について御説明します。 一般住宅として申請されています。 雨水については、雨水柵を經由し、申請地南側の水路へ放流する計画です。また、生活排水については、公共柵を經由し、公共下水へ接続する計画になります。 区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、問題ないものと思っております。 14番の説明については以上になります。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>  特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第22号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第22号4番についてご説明します。 議案は2ページになります。 図面は12ページから14ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第22号 については以上1件です。
議長	4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	駐車場をつくるということで申請されています。確認に行きましたが、問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 4番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は15ページから18ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が貸練習場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に貸練習場として利用をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、5番になります。 図面は19ページから21ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が宅地拡張をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に宅地を拡張し、通路として利用をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、6番になります。 図面は22ページから24ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が宅地拡張をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に宅地を拡張し、庭として利用をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第23号 については以上3件です。</p>
議長	4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	既に建設されているということで、始末書添付の説明がありました。隣接者の同意もあり、問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者の自宅裏の畑を約30年前に申請なく工事を行ったと説明を受けました。現況は宅地となっており、始末書が提出されています。問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>先月も出しておられました、隣の農地です。現地に行きましたが下水も雨水も完備されており、大丈夫と思いました。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第24号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 6件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページから5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第24号 については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第24号について議案の4ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第24号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第25号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第25号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の6ページから12ページに農用地利用集積等促進計画書を、13ページから23ページに明細書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が71,998㎡、畑が684㎡貸付人31名、借受人17名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第25号 農地中間管理事業については以上31件です。</p>
議長	<p>議案第25号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第25号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は24ページになります。</p> <p>2件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第19号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第20号 農地等の形質変更届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号 農地等の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の25ページ、6番になります。</p> <p>図面は25ページから27ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>嵩上げをして、水稻を作付けする田として利用するための届出です。</p> <p>報告第20号 については以上です。</p>
議長	<p>6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>高さが2メートルということで水がいかないのではと思いましたが、隣にポンプアップ施設があり、そちらを利用するとのことでした。</p>

議長	<p>報告第20号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第21号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、26ページになります。</p> <p>1番から2番については農地パトロール等にて非農地相当としていました。今回農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>3番から7番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第21号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第21号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第5回農業委員会会議を閉会します。</p>

